

医政発 0924 第 3 号  
老 発 0924 第 2 号  
保 発 0924 第 7 号  
令和 7 年 9 月 24 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

厚生労働省保険局長  
(公印省略)

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の一部改正について

標記の交付金によって造成された基金の運営については、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成 26 年 9 月 12 日医政発 0912 第 5 号・老発 0912 第 1 号・保発 0912 第 2 号）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（以下「管理運営要領」という。）により行われているところであるが、今般、管理運営要領の一部を別紙新旧対照表のとおり改め、令和 7 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

なお、今般の改正の主な内容等は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）及び関係者等に対し周知いただくとともに、その運営について遺漏なきようお願いしたい。

記

1 令和6年の地方からの提案等に関する対応方針に基づく改正（管理運営要領第4（2）⑨及び（3）④ケ関係）

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）4義務付け・枠付けの見直し等【厚生労働省】（43）において、「交付金等の交付申請手続等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、仕入控除税額報告及び返還における事務手続を簡素化することとし、令和7年度の事業の実施に当たって必要な措置を講ずる」こととされたところである。

これに基づき、都道府県又は市町村の助成により事業者が基金事業を実施する場合において、助成金の交付の申請に当たり、助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかである場合に、都道府県又は市町村が定めるところにより、事業者は助成金から当該額を予め減額して交付の申請を行うことを可能とする。

2 管理運営要領別記1「介護施設等の整備に関する事業」に係る改正

（1）介護付きホームに係る対象地域の追加

2（1）地域密着型サービス等整備等助成事業の一部及び（3）定期借地権設定のための一時金の支援事業における介護付きホームに係る整備等については、これまで、介護需要の増加が顕著である地域として、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県の24都道府県に限り基金事業の対象としていたが、今般、全国平均以上に高齢者人口の増加が予測される青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、長野県、岐阜県、三重県、愛媛県、鹿児島県、沖縄県の11県を新たに追加する。（2（1）（イ及びオを除く。）及び（3）関係）

（2）「介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業」に係る実施期限の恒久化

2（1）介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業については、令和6年度（昨年度1年延長）を実施期限としていたが、介護施設等の老朽化の状況等に鑑み、これを撤廃する。（2（1）イ関係）

（3）対象事業の新設

地域の実情に応じて、介護サービス需要の変化に柔軟に対応した介護施設等の整備を促進する観点から、次の①から④までに掲げる事業を新設する。

① 公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整

#### 備事業

移転用地の確保が困難である大都市における老朽化した介護施設等の建替え等を促進するため、都道府県等が公有地に介護施設等の建替え等の期間のための代替施設を整備するもの。(2(1)オ関係)

- ② 都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業

高齢者人口の増加が見込まれる都市部等において、介護サービス等の需要の増加に対応するため、定員29人以下の介護施設等を定員30人以上の介護施設等に転換するための整備を行うもの。(2(1)カ関係)

- ③ 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業

中山間・人口減少地域において、介護サービス等の需要の減少に対応するため、介護施設等のダウンサイジング(介護施設等の定員を1割以上減少させること等)のための整備を行うもの。(2(1)キ関係)

- ④ 介護施設等の集約・再編支援事業

都市部等又は中山間・人口減少地域等における介護サービス等の需要の変動に対応するため、2以上の介護施設等の合築・併設等(移転を含む。)を行うための整備を行うもの。(2(1)ク関係)

- (4) 建設コストの高騰等を踏まえた配分基礎単価の引上げ

近年の建設コストの高騰等を踏まえ、実態に見合った基金事業の実施を行うため、配分基礎単価の上限額を4.7%引上げる。(別表1関係)

- (5) その他

- ① 2(6)介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業について、令和5年5月から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症へ移行したことや本事業による整備状況等を勘案し、補助率を2/3から1/3に引き下げる。(別表1関係)

- ② このほか、補助対象外の経費の明確化等の所要の改正を行う。

- 3 管理運営要領別記2「介護従事者の確保に関する事業」に係る改正

令和7年度から次の①・②に掲げる事業を新設するほか、所要の改正を行う。

- ① 介護人材確保のための福祉政策と労働施策の連携体制強化事業

都道府県が主体となって、地域の介護分野の業界団体のほか、都道府県労働局や都道府県福祉人材センター等の職員で構成される介護人材確保のための連携協議会を設置・運営する取組及び管内各地域のハローワークや介護事業所等が協力して行う介護分野の求職イベント等の実施を支援する。(2(14))

関係)

② 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

地域において、利用者へ必要なサービスを安定的に提供できるよう、研修体制づくりやホームヘルパーへの同行支援など、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組や、経営改善に向けた取組について、事業所規模や地域の特性に合わせた支援を行う。(2(34)関係)

以上

新	旧
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">地域医療介護総合確保基金管理運営要領</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 基金事業を実施する場合の条件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県の助成により事業者が基金事業を実施する場合</p> <p>都道府県が、事業者が実施する基金事業に対して、この基金を財源の全部又は一部として助成する場合には、事業者に対し次の条件が付されるものとする(ただし、(3)に定める場合は除く。)</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(次のア又はイに掲げる場合を除き、仕入控除税額が0円の場合を含む。)に速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに報告しなければならない。また、この助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県に納付しなければならない。</p> <p><u>ア この助成金の交付の申請に当たり、都道府県が定めるところにより、この助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかである場合であつて、当該額を減額して申請している場合</u></p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">地域医療介護総合確保基金管理運営要領</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 基金事業を実施する場合の条件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県の助成により事業者が基金事業を実施する場合</p> <p>都道府県が、事業者が実施する基金事業に対して、この基金を財源の全部又は一部として助成する場合には、事業者に対し次の条件が付されるものとする(ただし、(3)に定める場合は除く。)</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)に速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに報告しなければならない。また、この助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県に納付しなければならない。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>イ 都道府県が定めるところにより行う事業の実績報告等の際に、この助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかであり、かつ、都道府県が定めるところにより当該額を助成金の額から減額して報告した場合</u></p> <p>⑩～⑪ (略)</p> <p>(3) 市町村の助成により事業者が基金事業を実施する場合</p> <p>都道府県が、市町村の助成により事業者が実施する基金事業に対して、この基金を財源の全部又は一部として助成する場合には、市町村に対し次の条件が付されるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 市町村が、事業者が実施する基金事業に対して、都道府県からの助成金を財源の全部又は一部として助成する場合には、事業者に対し次の条件が付されるものとする。</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>ケ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（<u>次の(ア)又は(イ)に掲げる場合を除き、仕入控除税額が0円の場合を含む。</u>）に速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。また、この助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合（<u>次の(ア)又は(イ)に掲げる場合を除く。</u>）には、当該仕入控除税額を市町村に納付しなければならない。</p> <p><u>(ア) この助成金の交付の申請に当たり、市町村が定めるところ（都道府県が認める場合に限る。）により、この助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかである場合であって、当該額を減額して申請している場合</u></p> <p><u>(イ) 市町村が定めるところにより行う事業の実績報告等の際に、この助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかであり、かつ、市町村が定めるところ（都道府県が認める場合に限る。）に</u></p>	<p>(新設)</p> <p>⑩～⑪ (略)</p> <p>(3) 市町村の助成により事業者が基金事業を実施する場合</p> <p>都道府県が、市町村の助成により事業者が実施する基金事業に対して、この基金を財源の全部又は一部として助成する場合には、市町村に対し次の条件が付されるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 市町村が、事業者が実施する基金事業に対して、都道府県からの助成金を財源の全部又は一部として助成する場合には、事業者に対し次の条件が付されるものとする。</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>ケ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。また、この助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に納付しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>より当該額を助成金の額から減額して報告した場合</u></p> <p>コ～サ (略)</p> <p>⑤～⑨ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>第5～第8 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別記1 介護施設等の整備に関する事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <p>ア 地域密着型サービス等整備助成事業</p> <p>(ア) 対象施設等</p> <p>a～p (略)</p> <p>q 小規模(定員29人以下)な介護付きホーム(老人福祉法(昭和26年法律第45号)第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱(平成26年3月31日付け国住心第178号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。(4)ウ及び(6)を除いて以下同じ。)であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(ただし、北海道、<u>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県</u>における整備に限る。)</p> <p>(イ) 整備区分</p>	<p>コ～サ (略)</p> <p>⑤～⑨ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>第5～第8 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別記1 介護施設等の整備に関する事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <p>ア 地域密着型サービス等整備助成事業</p> <p>(ア) 対象施設等</p> <p>a～p (略)</p> <p>q 小規模(定員29人以下)な介護付きホーム(老人福祉法(昭和26年法律第45号)第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱(平成26年3月31日付け国住心第178号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。(4)ウ及び(6)を除いて以下同じ。)であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(ただし、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県、における整備に限る。)</p> <p>(イ) 整備区分</p>

新

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。（(1)カ、キ、ク、(7)の事業を除き、以下同じ。）

整備区分	整備内容
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）なお、現在定員を維持すること基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。） ※1、※2について同上。

イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業  
介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）

旧

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。（(7)の事業を除き、以下同じ。）

整備区分	整備内容
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）なお、現在定員を維持すること基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。） ※1、※2について同上。

イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業  
介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）

新	旧
<p>を1施設創設することを条件に、(ア)に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。</p> <p>なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。</p> <p>また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わない。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p>	<p>を1施設創設することを条件に、(ア)に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。</p> <p>なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。</p> <p>また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、<u>いずれも令和6年度中に着工することとする。</u></p> <p>(ア)・(イ) (略)</p>
<p>ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業</p> <p>災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。</p> <p>なお、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業については、当事業の対象としないこととする。</p> <p><u>また、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。</u></p> <p>(対象施設)</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 広域型（定員30人以上）の介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。ただし、北海道、<u>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、</u></p>	<p>ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業</p> <p>災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。</p> <p>なお、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業については、当事業の対象としないこととする。</p> <p>(対象施設)</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 広域型（定員30人以上）の介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。ただし、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、</p>

新	旧
<p><u>長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県</u>における整備に限る。)</p> <p>エ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業</p> <p>災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。</p> <p><u>なお、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。</u></p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 対象施設</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 広域型(定員30人以上)の介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。ただし、北海道、<u>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県</u>における整備に限る。)</p> <p><u>オ 公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業</u></p> <p><u>(ア) 事業の目的</u></p> <p><u>移転用地の確保が困難である大都市における老朽化した介護施設等の建替え等を促進するため、都道府県等が公有地に介護施設等の建替え等の期間における当該介護施設等の入所者等に対し継続的に介護サービス等を提供するための代替施設を整備することにより、地域における介護サービスの安定的な提供体制の確保及び効率的かつ計画的な整備を図ることを目的とする。</u></p>	<p>兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県における整備に限る。)</p> <p>エ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業</p> <p>災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 対象施設</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 広域型(定員30人以上)の介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。ただし、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県、における整備に限る。)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>(イ) 用語の定義</u></p> <p><u>このオにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</u></p> <p><u>a 大都市 次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(a) 指定都市及び中核市並びに特別区</u></p> <p><u>(b) 人口二十万以上の市であって、都道府県知事が特に必要と認めた地域</u></p> <p><u>b 介護施設等 次のいずれかに掲げる施設又は事業所等であって、都道府県知事が建替え等期間における代替施設の確保が必要と認めるものをいう。</u></p> <p><u>(a) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に規定する事業を行うもの</u></p> <p><u>(b) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第3号、同条第3項第4号及び第10号に規定する事業を行うもの</u></p> <p><u>(c) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に規定する有料老人ホーム</u></p> <p><u>(d) 2の（1）の（ア）に定める介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス、緊急ショートステイ、施設内保育施設として使用されるもの</u></p> <p><u>c 都道府県等 都道府県並びに市町村及び特別区をいう。</u></p> <p><u>d 公有地 地方公共団体の所有する土地をいう。</u></p> <p><u>e 建替え等 老朽化した介護施設等の整備であって、次に掲げるもの</u></p> <p><u>(a) 既存の介護施設等を取り壊して、新たに介護施設等を整備するもの（当該介護施設等に移転する場合を除く。）</u></p> <p><u>(b) 既存の介護施設等の保全等のために行う大規模な修繕及び改修等（躯体工事に及ぶかは問わない。）であって、当該整備期間中に当該介護施設等の全部又は一部が使用できなくなると都道府県知事が認めるもの</u></p> <p><u>f 代替施設 次に掲げる要件のいずれにも該当するもの</u></p> <p><u>(a) 都道府県等が所有する建築物であって、公有地に定着するもの</u></p> <p><u>(b) 介護施設等の建替え等の期間中に、当該介護施設等の入所者等を受け入れ、当該介護施設等を運営する法人に貸し付ける又は都道府県等が使用する</u></p>	

新	旧
<p><u>ることにより、当該入所者等に必要な介護サービス等を提供する事業に供されるもの</u></p> <p><u>(ウ) 事業の対象</u></p> <p><u>本事業の対象は、次に掲げる事業とする。</u></p> <p><u>a 都道府県が代替施設を整備（既存の建築物の改修（現に公有地に定着する建築物を買収する費用を含む。）及び新たに建築物を整備することをいう。以下bにおいて同じ。）する事業</u></p> <p><u>b 都道府県の助成により市町村（特別区を含む。）が代替施設を整備する事業</u>  <u>なお、代替施設の設置区域は、大都市の区域外であっても差し支えない。ただし、災害レッドゾーン及び災害イエローゾーン（4の（2）のウの（ア）及び（イ）に該当する場合の当該区域を除く。）の区域に整備する場合は、本事業の対象とならないものとする。</u></p> <p><u>(エ) 事業の対象外経費</u></p> <p><u>本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。</u></p> <p><u>a 土地の買収又は整地に要する費用</u></p> <p><u>b 設備整備に係る経費</u></p> <p><u>(オ) 配分基礎単価</u></p> <p><u>本事業の配分基礎単価は別表1に定めるところによる。</u></p> <p><u>この場合において、第1欄の区分の適用に当たっては、当該代替施設の用途に応じて適切に定めること。なお、本事業の性質上、当該代替施設の用途を予め定めることが困難な場合も想定されるが、このときは都道府県等において最も使用が想定している事業の区分（当該想定している事業が2以上ある場合はそれぞれの規模に応じた区分）を適用すること。</u></p> <p><u>(カ) その他</u></p> <p><u>a 広く介護施設等の運営法人に対し定期的に公募をかけることなどにより代替施設が適切かつ効果的に利用されるよう努めること。</u></p> <p><u>b 代替施設の利用者は、介護施設等の建替え等の期間の始期に現に当該介護施設等に入所等する者を原則とするが、代替施設における事業の運営に支障がな</u></p>	

新	旧
<p><u>い場合は、当該代替施設における事業の開始後に新規に入所等する者を含めて差し支えない。</u></p> <p><u>c 代替施設における事業の運営に支障がないと認める場合は、大都市の区域外に所在する介護施設等の建替え等期間中に、当該介護施設等の入所者等を受け入れることや、感染症及び災害時の支援を行うために一時的に使用することも差し支えない。</u></p> <p><u>カ 都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業</u></p> <p><u>(ア) 事業の目的</u></p> <p><u>高齢者人口の増加が見込まれる都市部等において、小規模な介護施設等を大規模な介護施設等に転換することにより、介護ニーズの増加に対応するための基盤整備を促進することを目的とする。</u></p> <p><u>(イ) 用語の定義</u></p> <p><u>このカにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</u></p> <p><u>a 都市部等 次に掲げる市町村（特別区を含む。）をいう。</u></p> <p><u>(a) 65歳以上人口の増加が見込まれる市町村</u></p> <p><u>(b) (a)のほか、要介護高齢者、独居高齢者、認知症高齢者の増加が見込まれる市町村であって、都道府県知事が介護ニーズの増加への対応が必要と認める市町村</u></p> <p><u>b 小規模な介護施設等 2の(1)のア（地域密着型サービス等整備等助成事業）の(ア)に掲げる対象施設等であって、都市部等に所在するものをいう。</u></p> <p><u>c 大規模な介護施設等 次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(a) 定員30人以上の特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）</u></p> <p><u>(b) 定員30人以上の介護老人保健施設、介護医療院又は養護老人ホーム</u></p> <p><u>(c) 定員30人以上のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

(d) 定員30人以上の有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）

なお、(d)については、2の(1)のアの(ア)のqの括弧書きに掲げる都道府県において整備する場合に限るものとする。

d 転換 介護ニーズの増加に対応するため、小規模な介護施設等を大規模な介護施設等とするために行う整備であって、下表に掲げるものをいう。

<u>整備区分</u>	<u>整備内容</u>
<u>増築（床）</u>	<u>定員29人以下の特別養護老人ホームを30人以上の特別養護老人ホームにする場合等、既存の小規模な介護施設等の定員を増員し大規模な介護施設等に転換するための整備をすること。</u>
<u>増改築</u>	<u>定員29人以下の特別養護老人ホームの全部又は一部を取り壊して定員30人以上の特別養護老人ホームとする場合等、既存の小規模な介護施設等を取り壊して新たに大規模な介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。</u> <u>※ 取り壊し費用も対象とすることができる。</u>
<u>創設（開設）</u>	<u>定員29人以下の介護老人保健施設から定員30人以上の介護医療院に転換する場合等、既存の小規模な介護施設等が行っていた事業の全部又は一部を取り止め大規模な介護施設等を新たに整備すること。</u> <u>※既存の小規模な介護施設等の取り壊しを含み、当該取り壊し費用も対象とすることができる。</u>
<u>改修</u>	<u>小規模な介護施設等から大規模な介護施設等への転換であって、増築（床）、増改築、創設（開設）に該当しないもの（躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの）</u>

なお、本事業の性質上、移転を伴う転換は原則として想定されていないが、

- ・ 当該小規模な介護施設等が所在する市町村と都道府県との協議の上、本事業の実施が介護保険事業（支援）計画の達成に資するものと認められる場合

新	旧
<p><u>・ 当該小規模な介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合</u></p> <p><u>については、都道府県知事の判断で移転を伴う転換を行うことも差し支えない。この場合において、大規模な介護施設等の移転先が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（４の（２）のウの（ア）及び（イ）に該当する場合の当該区域を除く。）である場合は本事業の対象とはならない。</u></p> <p><u>また、小規模な介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建物を活用し転換を行う事業を含むものとする。</u></p> <p><u>（ウ）事業の対象外経費</u></p> <p><u>本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。</u></p> <p><u>a 土地の買収又は整地に要する費用</u></p> <p><u>b 設備整備に係る経費</u></p> <p><u>（エ）配分基礎単価</u></p> <p><u>本事業の配分基礎単価は別表１に定めるところによる。</u></p> <p><u>転換後の大規模な介護施設等の所在地が、指定都市、特別区、中核市又は人口20万人以上の市である場合は、別表１に定める配分基礎単価に1.05を乗じた額とすることができる。</u></p> <p><u>（オ）その他</u></p> <p><u>a 本事業による助成を都道府県又は市町村からを受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該小規模な介護施設等が所在する市町村の長に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。</u></p> <p><u>（a）事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名</u></p> <p><u>（b）現に実施している介護サービス事業等</u></p> <p><u>（c）転換後に実施する予定の介護サービス事業等（移転を伴う場合は、移転の必要性及び移転先の所在地を含む。）</u></p> <p><u>（d）生産性向上に資する計画</u></p>	

新	旧
<p><u>(e) 転換後10年間の事業計画</u></p> <p><u>(f) 介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み）</u></p> <p><u>b 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。</u></p> <p><u>(a) 市町村の長又は都道府県知事が、当該転換を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合</u></p> <p><u>(b) 転換前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと</u></p> <p><u>(c) 転換後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと</u></p> <p><u>c 本事業において、転換前後の小規模な介護施設等と大規模な介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、都道府県知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>d 転換後の大規模な介護施設等で実施する介護サービス等の事業の数は、移転前の事業の数と一致するものとする。ただし、当該介護施設等が複合型の介護施設等である場合など、都道府県知事が本事業の趣旨に照らして適切と認める場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>キ 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業</u></p> <p><u>(ア) 事業の目的</u></p> <p><u>介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域において、地域における介護サービス等の維持・確保の観点から、介護施設等のダウンサイジングを行うことにより、介護事業者等が継続してその地域で介護サービス等を効果的に提供するための基盤整備を促進することを目的とする。</u></p> <p><u>(イ) 用語の定義</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>このキにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</u></p> <p><u>a 中山間・人口減少地域等 次に掲げる区域をいう。</u></p> <p><u>(a) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域</u></p> <p><u>(b) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島</u></p> <p><u>(c) 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に規定する豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯</u></p> <p><u>(d) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地</u></p> <p><u>(e) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村</u></p> <p><u>(f) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島</u></p> <p><u>(g) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域</u></p> <p><u>(h) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域</u></p> <p><u>(i) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域</u></p> <p><u>(j) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島</u></p> <p><u>(k) 水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)第3条第1の規定により指定された水源地域</u></p> <p><u>(1) 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(平成12年厚生省告示第53号)に定める地域((a)から(k)までに掲げる</u></p>	

新	旧
<p><u>地域を除く。)</u></p> <p><u>b 大規模な介護施設等 次に掲げるものであって、中山間・人口減少地域等に所在(通常の事業の実施地域に中山間・人口減少地域等が含まれるもの及び中山間・人口減少地域等の高齢者に対し介護サービス等を提供している又は提供することが想定されていると都道府県知事が適当と認めるものを含む。以下このキにおいて同じ。)するものをいう。</u></p> <p><u>(a) 定員30人以上の特別養護老人ホーム(当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。)</u></p> <p><u>(b) 定員30人以上の介護老人保健施設、介護医療院又は養護老人ホーム</u></p> <p><u>(c) 定員30人以上のケアハウス(軽費老人ホームA型及びB型を含み、ダウンサイジング後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。)</u></p> <p><u>(d) 定員30人以上の有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けるものであって、2の(1)のアの(ア)のqの括弧書きに掲げる都道府県において整備する場合に限る。)</u></p> <p><u>c 小規模な介護施設等 次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(a) 定員29人以上の特別養護老人ホーム(当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。)</u></p> <p><u>(b) 定員29人以上の介護老人保健施設、介護医療院又は養護老人ホーム</u></p> <p><u>(c) 定員29人以上のケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。)</u></p> <p><u>(d) 定員29人以上の有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けるものであって、2の(1)のアの(ア)のqの括弧書きに掲げる都道府県において整備する場合に限る。)</u></p> <p><u>(e) 都市型軽費老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム</u></p> <p><u>(f) 2の(1)のアの(地域密着型サービス等整備等助成事業)の(ア)に掲げる対象施設等((a)から(e)までに掲げるものを除く。)</u></p> <p><u>d ダウンサイジング 次に掲げるいずれかのために行われる整備であって、下表に掲げるものをいう。</u></p>	

新

旧

(a) 大規模な介護施設等の定員を1割以上減少させるもの(減少の結果、定員が29人以下となり、小規模な介護施設等になる場合を含む。)

(b) 小規模な介護施設等(cの(a)から(e)までに掲げるものに限る。)の定員を1割以上減少させるもの

(c) 小規模な介護施設等(bの(f)に掲げるものに限る。)の定員(小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模型居宅介護事業所については登録定員又は宿泊定員のうち都道府県知事が本事業の趣旨に鑑み相当と認めるものをいう。)を減少(定員の定めがないものについては事業規模の縮小をいう。)させるもの

なお、ダウンサイジングには、当該介護施設等において提供される介護サービス等の全部又は一部を他の介護サービス等とすることを含むものとし、その場合は、転換前の定員と転換後の定員(ダウンサイジング後の介護施設等が複合型の介護施設等となる場合は、当該介護施設等の定員の総計とする。)とを比較して1割以上減少しているかを判断すること。

整備区分	整備内容
改築	<u>既存の介護施設等の定員を減員するための整備又は既存の介護施設等を取り壊して新たに介護施設等を整備すること(一部改築を含む。)</u> <u>※取り壊し費用を対象とすることができる。</u>
改修	<u>既存の介護施設等の本体の躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。</u>

なお、本事業の性質上、移転を伴う転換は原則として想定されていないが、当該介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合については、都道府県知事の判断で移転を伴うダウンサイジングを行うことも差し支えない。この場合において、大規模な介護施設等の移転先が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン(4の(2)のウの(ア)及び(イ)に該当する場合の当該区域を除く。)である場合は本事業の対象とならない。

また、介護施設等と合築又は近接する(移転の場合は移転先に定着する)空

新	旧
<p><u>き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し転換を行う事業（以下このキにおいて「空き家等を改修した事業」という。）を含むものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 事業の対象外軽費 本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。</u></p> <p><u>a 土地の買収又は整地に要する費用</u></p> <p><u>b 設備整備に係る経費</u></p> <p><u>(エ) 配分基礎単価</u></p> <p><u>本事業の配分基礎単価は別表1に定めるところによる。</u></p> <p><u>空き家等を改修した事業を実施する場合の同表の適用については、ダウンサイジング後の介護施設等が別表1の「空き家等を活用した事業」欄に掲げる区分に該当する場合は、当該区分ごとに定める配分基礎単価を適用することを原則とする（当該整備が全体の整備の一部であるなど、都道府県知事が同単価の適用が整備の実情に合致しないと認める場合を除く。）。</u></p> <p><u>(オ) その他</u></p> <p><u>a 本事業による助成を都道府県又は市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県知事（市町村による助成の場合は市町村の長）に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。</u></p> <p><u>(a) 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名</u></p> <p><u>(b) 現に実施している介護サービス事業等</u></p> <p><u>(c) ダウンサイジング後に実施する予定の介護サービス事業等（災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在するため、移転を伴う場合は移転先の所在地を含む。）</u></p> <p><u>(d) 生産性向上に資する計画</u></p> <p><u>(e) 転換後10年間の事業計画</u></p> <p><u>(f) 介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み）</u></p> <p><u>b 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。</u></p>	

新	旧
<p><u>(a) 市町村の長又は都道府県知事が、当該ダウンサイジングを行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合</u></p> <p><u>(b) ダウンサイジング前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと</u></p> <p><u>(c) ダウンサイジング後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと</u></p> <p><u>c 本事業において、ダウンサイジング前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、都道府県知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>ク 介護施設等の集約・再編支援事業</u></p> <p><u>(ア) 事業の目的</u></p> <p><u>高齢者人口の増加が見込まれる都市部等又は介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域等において、2以上の介護施設等の集約・再編を行うことにより、介護ニーズの変動に対応しながら、将来にわたり介護サービス等を安定的かつ継続的に提供することを目的とする。</u></p> <p><u>(イ) 用語の定義</u></p> <p><u>このクにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</u></p> <p><u>a 都市部等 カの（イ）のaの定めるところによる。</u></p> <p><u>b 中山間・人口減少地域等 キの（イ）のaの定めるところによる。</u></p> <p><u>c 介護施設等 次に掲げるものであって、都市部等又は中山間・人口減少地域等に所在するものをいう。</u></p> <p><u>(a) 特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>(b) 介護老人保健施設</u></p> <p><u>(c) 介護医療院</u></p> <p><u>(d) 養護老人ホーム</u></p> <p><u>(e) ケアハウス（軽費老人ホームA型及びB型を含み、集約・再編後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）</u></p> <p><u>(f) 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものであって、2の（1）のアの（ア）のqの括弧書きに掲げる都道府県において整備する場合に限る。）</u></p> <p><u>(g) 都市型軽費老人ホーム</u></p> <p><u>(h) 認知症高齢者グループホーム</u></p> <p><u>(i) 小規模多機能型居宅介護事業所</u></p> <p><u>(j) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u></p> <p><u>(k) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</u></p> <p><u>(l) 認知症対応型デイサービスセンター</u></p> <p><u>(m) 介護予防拠点</u></p> <p><u>(n) 地域包括支援センター</u></p> <p><u>(o) 生活支援ハウス</u></p> <p><u>(p) 緊急ショートステイ</u></p> <p><u>(q) 施設内保育所</u></p> <p><u>d 集約・再編 cに掲げる介護施設等をそれぞれの種別ごとに1（(a)から(f)に掲げるものについては定員29人以下と定員30人以上でそれぞれ1とする。）と数えた場合における、都市部等又は中山間・人口減少地域等における介護ニーズの変容に対応するために都道府県知事及び市町村の長が必要と認める次に掲げるいずれかのために行われる整備であって、下表に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(a) 2以上の介護施設等を合築又は併設し、同じ種別かつ合築又は併設前の介護施設等の数と同数以下の介護施設等とする場合</u></p> <p><u>(b) 2以上の介護施設等を統廃合し、統廃合前の介護施設等の種別と全部又は一部が異なる種別の介護施設等を整備する場合（原則として合築又は同</u></p>	

新

旧

一敷地内のものに限る。)

<u>整備区分</u>	<u>整備内容</u>
改築	<p><u>既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。</u></p> <p><u>※1 取り壊し費用も対象とすることができる。</u></p> <p><u>※2 既存の介護施設等を移転（既存の介護施設等を取り壊すかは問わない。）して集約・再編を行う事業を含む。</u></p>
改修	<p><u>既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を集約・再編するために行う整備であって、躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの</u></p>

集約・再編の対象に中山間・人口減少地域に所在する介護施設等が含まれる場合における集約・再編後の介護施設等の所在地は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載される同条第2項第2号に規定する居住誘導区域又は同項第3号に規定する都市機能誘導区域（これによりがたい場合は、本事業の実施に当たり人口減少の中にあっても福祉サービスや生活支援サービスが持続的かつ効果的に確保するため適当であると市町村の長が認める区域とすることができる。）とすることとする。

なお、集約・再編前の介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエロージーンに所在する場合であって、集約・再編後の介護施設等の所在地が災害レッドゾーン又は災害イエロージーン（4の（2）のウの（ア）及び（イ）に該当す

新	旧
<p><u>る場合の当該区域を除く。）である場合は本事業の対象とならない。</u></p> <p><u>また、介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し転換を行う事業（以下このクにおいて「空き家等を改修した事業」という。）を含むものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 事業の対象外経費</u></p> <p><u>本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。</u></p> <p><u>a 土地の買収又は整地に要する費用</u></p> <p><u>b 設備整備に係る経費</u></p> <p><u>(エ) 配分基礎単価</u></p> <p><u>本事業の配分基礎単価は別表1に定めるところによる。</u></p> <p><u>集約・再編後の介護施設等の所在地が、指定都市、特別区、中核市又は人口20万人以上の市である場合は、別表1に定める配分基礎単価に1.05を乗じた額とすることができる。</u></p> <p><u>空き家等を改修した事業を実施する場合の同表の適用については、集約・再編後の介護施設等が別表1の「空き家等を活用した事業」欄に掲げる区分に該当する場合は、当該区分ごとに定める配分基礎単価を適用することを原則とする（当該整備が全体の整備の一部であるなど、都道府県知事が同単価の適用が整備の実情に合致しないと認める場合を除く。）。</u></p> <p><u>(オ) その他</u></p> <p><u>a 本事業による助成を都道府県又は市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県知事（市町村による助成の場合は市町村の長）に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。</u></p> <p><u>(a) 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名</u></p> <p><u>(b) 現に実施している介護サービス事業等</u></p> <p><u>(c) 集約・再編後に実施する予定の介護サービス事業等（移転を伴う場合は移転先の所在地を含む。）</u></p> <p><u>(d) 生産性向上に資する計画</u></p>	

新	旧
<p><u>(e) 転換後10年間の事業計画</u></p> <p><u>(f) 介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み）</u></p> <p><u>b 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。</u></p> <p><u>(a) 市町村の長又は都道府県知事が、当該集約・再編を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合</u></p> <p><u>(b) 集約・再編前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと</u></p> <p><u>(c) 集約・再編後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと</u></p> <p><u>c 本事業において、集約・再編前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、都道府県知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。</u></p> <p>(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業</p> <p>介護施設等において、(1)イ(イ)の表中(1)又は(2)に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、別記2の(30)ロの介護テクノロジー導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>なお、本事業においては、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とならない。</p>	<p>(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業</p> <p>介護施設等において、(1)イ(イ)の表中(1)又は(2)に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、別記2の(29)ロの介護テクノロジー導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>なお、本事業においては、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とならない。</p>

新	旧
<p>また、事業実施にあたっての導入計画の策定及び導入効果の報告については、令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する。</p> <p>ウ（略）</p> <p>(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業</p> <p>施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業を対象とする。</p> <p>また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。</li> <li>賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。</li> <li>賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。</li> </ul> <p>さらに、本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合には、当該敷地についても補助対象とする。</p> <p>なお、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）を整備する際に、本事業を活用する場合は、北海道、<u>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈</u></p>	<p>また、事業実施にあたっての導入計画の策定及び導入効果の報告については、令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する。</p> <p>ウ（略）</p> <p>(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業</p> <p>施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業を対象とする。</p> <p>また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。</li> <li>賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。</li> <li>賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。</li> </ul> <p>さらに、本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合には、当該敷地についても補助対象とする。</p> <p>なお、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）を整備する際に、本事業を活用する場合は、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県、における整備に限</p>

新	旧
<p>良県、和歌山県、岡山県、広島県、<u>愛媛県</u>、福岡県、熊本県、<u>鹿児島県</u>、<u>沖縄県</u>における整備に限るものとする。</p> <p>(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業  ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業  次に掲げる施設（いずれも、定員規模は問わない。）のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。  <u>なお、当事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。</u></p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業  特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（いずれも、定員規模は問わない。）の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。  なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。  <u>また、当事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業  介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備、多床室の個室化に係る費用を支援することを目的とする。  ア (略)  イ (略)</p>	<p>るものとする。</p> <p>(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業  ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業  次に掲げる施設（いずれも、定員規模は問わない。）のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業  特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（いずれも、定員規模は問わない。）の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。  なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業  介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備、多床室の個室化に係る費用を支援することを目的とする。  ア (略)  イ (略)</p>

新	旧																		
<p>ウ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業</p> <p>(ア) 対象事業</p> <p>介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修するための事業を対象とする。</p> <p>なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。</p> <p><u>また、当事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>3 助成額の算定方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財政上の特別措置</p> <p>上記2の対象事業のうち(1)及び(4)の事業の助成額については、次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が都道府県計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、3の(1)により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することができるものとする。</p> <p>ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>ウ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業</p> <p>(ア) 対象事業</p> <p>介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修するための事業を対象とする。</p> <p>なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 助成額の算定方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財政上の特別措置</p> <p>上記2の対象事業のうち(1)及び(4)の事業の助成額については、次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が都道府県計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、3の(1)により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することができるものとする。</p> <p>ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>1 区分</th> <th>2 対象施設の種類</th> <th>3 加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(削る)</u></td> <td><u>(削る)</u></td> <td><u>(削る)</u></td> </tr> <tr> <td>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合</td> <td>・特別養護老人ホーム ・生活支援ハウス</td> <td><u>別表1</u>の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	1 区分	2 対象施設の種類	3 加算額	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・特別養護老人ホーム ・生活支援ハウス	<u>別表1</u> の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1 区分</th> <th>2 対象施設の種類</th> <th>3 加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合</u></td> <td>・<u>特別養護老人ホーム</u> ・<u>ケアハウス</u> ・<u>生活支援ハウス</u></td> <td><u>別表1-1</u>の第2欄に定める配分基礎単価に0.10を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合</td> <td>・特別養護老人ホーム ・生活支援ハウス</td> <td><u>別表1-1</u>の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	1 区分	2 対象施設の種類	3 加算額	<u>公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合</u>	・ <u>特別養護老人ホーム</u> ・ <u>ケアハウス</u> ・ <u>生活支援ハウス</u>	<u>別表1-1</u> の第2欄に定める配分基礎単価に0.10を乗じて得た額	沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・特別養護老人ホーム ・生活支援ハウス	<u>別表1-1</u> の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額
1 区分	2 対象施設の種類	3 加算額																	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>																	
沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・特別養護老人ホーム ・生活支援ハウス	<u>別表1</u> の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額																	
1 区分	2 対象施設の種類	3 加算額																	
<u>公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合</u>	・ <u>特別養護老人ホーム</u> ・ <u>ケアハウス</u> ・ <u>生活支援ハウス</u>	<u>別表1-1</u> の第2欄に定める配分基礎単価に0.10を乗じて得た額																	
沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・特別養護老人ホーム ・生活支援ハウス	<u>別表1-1</u> の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額																	

新			旧		
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・特別養護老人ホーム	別表1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・特別養護老人ホーム	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・特別養護老人ホーム	別表1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額	地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・特別養護老人ホーム	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・ケアハウス</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・認知症対応型デイサービスセンター</li> <li>・生活支援ハウス</li> </ul>	別表1の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・ケアハウス</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・認知症対応型デイサービスセンター</li> <li>・生活支援ハウス</li> </ul>	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額

新			旧		
<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・ケアハウス</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・認知症対応型デイサービスセンター</li> <li>・生活支援ハウス</li> </ul>	<p><u>別表1</u>の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額</p>	<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・ケアハウス</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・認知症対応型デイサービスセンター</li> <li>・生活支援ハウス</li> </ul>	<p><u>別表1-1</u>の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額</p>
<p>4 その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、2(1)ア、<u>キ、ク</u>の事業の対象としないこと。</p> <p>オ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した広域型介護施設等については、2(1)エ、<u>カ、キ、ク</u>の事業の対象としないこと。</p> <p><u>カ 令和7年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した代替施設については、2(1)オの事業の対象としないこと。</u></p> <p><u>(3) 介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、10年以上継続して事業を実施できるかという点に留意すること。</u></p>	<p>4 その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、2(1)アの事業の対象としないこと。</p> <p>オ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した広域型介護施設等については、2(1)エの事業の対象としないこと。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>				

新				旧			
別表1 (1) 地域密着型サービス等整備等助成事業				別表1 (1) 地域密着型サービス等整備等助成事業			
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備※			地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の	地域密着型サービス施設等の整備※			地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の
※以下の範囲で都道府県知事が定める額				※以下の範囲で都道府県知事が定める額			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数		・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,280</u> 千円	整備床数	
・小規模な介護老人保健施設	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数		・小規模な介護老人保健施設	25,000～ <u>66,000</u> 千円	施設数	
・小規模な介護医療院	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数		・小規模な介護医療院	25,000～ <u>66,000</u> 千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	<u>2,960</u> 千円	整備床数		・小規模な養護老人ホーム	<u>2,820</u> 千円	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数		・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,280</u> 千円	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	<u>2,210</u> 千円	整備床数		・都市型軽費老人ホーム	<u>2,110</u> 千円	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	15,000～ <u>41,500</u> 千円	施設数		・認知症高齢者グループホーム	15,000～ <u>39,600</u> 千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>41,500</u> 千円	施設数		・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>39,600</u> 千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	<u>7,330</u> 千円	施設数		・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	<u>7,000</u> 千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>41,500</u> 千円	施設数		・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>39,600</u> 千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	<u>14,800</u> 千円	施設数		・認知症対応型デイサービスセンター	<u>14,100</u> 千円	施設数	
・介護予防拠点	<u>11,000</u> 千円	施設数		・介護予防拠点	<u>10,500</u> 千円	施設数	
・地域包括支援センター	<u>1,480</u> 千円	施設数	・地域包括支援センター	<u>1,410</u> 千円	施設数		
・生活支援ハウス	<u>44,100</u> 千円	施設数	・生活支援ハウス	<u>42,100</u> 千円	施設数		

新				旧			
・緊急ショートステイの整備	1,480千円	整備床数	2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	・緊急ショートステイの整備	1,410千円	整備床数	2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・施設内保育施設	14,800千円	施設数		・施設内保育施設	14,100千円	施設数	
・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000~5,530千円	整備床数		・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000~5,280千円	整備床数	
介護施設等の合築等				介護施設等の合築等			
・別記1の2の(1)アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる		・別記1-1の2の(1)アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額				空き家を活用した整備※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額			
・認知症高齢者グループホーム	11,000千円	施設数		・認知症高齢者グループホーム	10,500千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所				・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター				・認知症対応型デイサービスセンター			
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額				介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額			
・特別養護老人ホーム	1,400千円	定員数		・特別養護老人ホーム	1,330千円	定員数	
・介護老人保健施設				・介護老人保健施設			
・介護医療院				・介護医療院			
・養護老人ホーム				・養護老人ホーム			
・軽費老人ホーム				・軽費老人ホーム			
災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型 ※以下の範囲で都道府県知事が定める額				災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型 ※以下の範囲で都道府県知事が定める額			

新			旧		
介護施設等の移転改築整備※			介護施設等の移転改築整備※		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,280</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
介護老人保健施設	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数	介護老人保健施設	25,000～ <u>66,000</u> 千円	施設数
介護医療院	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数	介護医療院	25,000～ <u>66,000</u> 千円	施設数
養護老人ホーム	<u>2,960</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	養護老人ホーム	<u>2,820</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,280</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,280</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額		災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額	

新				旧			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,280</u> 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
介護老人保健施設	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数		介護老人保健施設	25,000～ <u>66,000</u> 千円	施設数	
介護医療院	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数		介護医療院	25,000～ <u>66,000</u> 千円	施設数	
養護老人ホーム	<u>2,960</u> 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		養護老人ホーム	<u>2,820</u> 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,280</u> 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,280</u> 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	
<u>公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業</u>	<u>※以下の範囲で都道府県知事が定める額で、いずれかの単価を用いること。</u>			注）施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。			
・ <u>地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u>	<u>2,000～5,530</u> 千円	<u>整備床数</u>					
・ <u>小規模な介護老人保健施設</u>	<u>25,000～69,200</u> 千円	<u>施設数</u>					
・ <u>小規模な介護医療院</u>	<u>25,000～69,200</u> 千円	<u>施設数</u>					

新			旧		
<u>・小規模な養護老人ホーム</u>	<u>2,960 千円</u>	<u>整備床数</u>			
<u>・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>			
<u>・都市型軽費老人ホーム</u>	<u>2,210 千円</u>	<u>整備床数</u>			
<u>・認知症高齢者グループホーム</u>	<u>15,000～41,500 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>・小規模多機能型居宅介護事業所</u>	<u>15,000～41,500 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>	<u>7,330 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>	<u>15,000～41,500 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>・認知症対応型デイサービスセンター</u>	<u>14,800 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>・介護予防拠点</u>	<u>11,000 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>・地域包括支援センター</u>	<u>1,480 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>・生活支援ハウス</u>	<u>44,100 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>・緊急ショートステイの整備</u>	<u>1,480 千円</u>	<u>整備床数</u>			
<u>・施設内保育施設</u>	<u>14,800 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>・小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>			
<u>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>			
<u>介護老人保健施設</u>	<u>25,000～69,200 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>介護医療院</u>	<u>25,000～69,200 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>養護老人ホーム</u>	<u>2,960 千円</u>	<u>整備床数</u>			

新			旧		
	<u>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>		
	<u>有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>		
<u>空き家を活用した整備※</u>			<u>※以下の範囲で都道府県知事が定める額</u>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 認知症高齢者グループホーム</u></li> <li><u>・ 小規模多機能型居宅介護事業所</u></li> <li><u>・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所</u></li> <li><u>・ 認知症対応型デイサービスセンター</u></li> </ul>	<u>11,000 千円</u>	<u>施設数</u>		
<u>都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業</u>		<u>※以下の範囲で都道府県知事が定める額。</u> <u>※指定都市等において実施する場合は、それぞれ下記の配分基礎単価に 1.05 を乗じた額</u>			
	<u>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>		
	<u>介護老人保健施設</u>	<u>25,000～69,200 千円</u>	<u>施設数</u>		
	<u>介護医療院</u>	<u>25,000～69,200 千円</u>	<u>施設数</u>		
	<u>養護老人ホーム</u>	<u>2,960 千円</u>	<u>整備床数</u>		
	<u>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>		
	<u>有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>		
<u>中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業</u>		<u>※以下の範囲で都道府県知事が定める額。</u>			

新			旧		
<u>地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>			
<u>小規模な介護老人保健施設</u>	<u>25,000～69,200 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>小規模な介護医療院</u>	<u>25,000～69,200 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>小規模な養護老人ホーム</u>	<u>2,960 千円</u>	<u>整備床数</u>			
<u>小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>			
<u>・都市型軽費老人ホーム</u>	<u>2,210 千円</u>	<u>整備床数</u>			
<u>・認知症高齢者グループホーム</u>	<u>15,000～41,500 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>・小規模多機能型居宅介護事業所</u>	<u>15,000～41,500 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>	<u>7,330 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>	<u>15,000～41,500 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>・認知症対応型デイサービスセンター</u>	<u>14,800 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>・介護予防拠点</u>	<u>11,000 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>・地域包括支援センター</u>	<u>1,480 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>・生活支援ハウス</u>	<u>44,100 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>・緊急ショートステイの整備</u>	<u>1,480 千円</u>	<u>整備床数</u>			
<u>・施設内保育施設</u>	<u>14,800 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>・小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>			

新			旧		
<u>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>			
<u>介護老人保健施設</u>	<u>25,000～69,200 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>介護医療院</u>	<u>25,000～69,200 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>養護老人ホーム</u>	<u>2,960 千円</u>	<u>整備床数</u>			
<u>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>			
<u>有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>			
<u>空き家を活用した整備※</u>	<u>※以下の範囲で都道府県知事が定める額</u>				
<u>・認知症高齢者グループホーム</u>	<u>11,000 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>・小規模多機能型居宅介護事業所</u>					
<u>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>					
<u>・認知症対応型デイサービスセンター</u>					
<u>介護施設等の集約・再編支援事業</u>	<u>※以下の範囲で都道府県知事が定める額※指定都市等において事業を実施する場合は、それぞれ下記の配分基礎単価に 1.05 を乗じた額</u>				
<u>地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>			
<u>小規模な介護老人保健施設</u>	<u>25,000～69,200 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>小規模な介護医療院</u>	<u>25,000～69,200 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>小規模な養護老人ホーム</u>	<u>2,960 千円</u>	<u>整備床数</u>			

新				旧			
<u>小規模なケアハウス (特定施設入居者生活 介護の指定を受けるも の)</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>					
<u>・都市型軽費老人ホー ム</u>	<u>2,210 千円</u>	<u>整備床数</u>					
<u>・認知症高齢者グルー プホーム</u>	<u>15,000～41,500 千円</u>	<u>施設数</u>					
<u>・小規模多機能型居宅 介護事業所</u>	<u>15,000～41,500 千円</u>	<u>施設数</u>					
<u>・定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所</u>	<u>7,330 千円</u>	<u>施設数</u>					
<u>・看護小規模多機能型 居宅介護事業所</u>	<u>15,000～41,500 千円</u>	<u>施設数</u>					
<u>・認知症対応型デイサ ービスセンター</u>	<u>14,800 千円</u>	<u>施設数</u>					
<u>・介護予防拠点</u>	<u>11,000 千円</u>	<u>施設数</u>					
<u>・地域包括支援センタ ー</u>	<u>1,480 千円</u>	<u>施設数</u>					
<u>・生活支援ハウス</u>	<u>44,100 千円</u>	<u>施設数</u>					
<u>・緊急ショートステイ の整備</u>	<u>1,480 千円</u>	<u>整備床数</u>					
<u>・施設内保育施設</u>	<u>14,800 千円</u>	<u>施設数</u>					
<u>・小規模な有料老人ホ ーム (特定施設入居者 生活介護の指定を受け るもの)</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>					
<u>特別養護老人ホーム及 び併設されるショール トステイ用居室</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>					
<u>介護老人保健施設</u>	<u>25,000～69,200 千円</u>	<u>施設数</u>					
<u>介護医療院</u>	<u>25,000～69,200 千円</u>	<u>施設数</u>					
<u>養護老人ホーム</u>	<u>2,960 千円</u>	<u>整備床数</u>					
<u>ケアハウス (特定施設 入居者生活介護の指定 を受けるもの)</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>					

新				旧			
	有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,530 千円	整備床数				
介護施設等の合築等							
	・別記1の2の(1)アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる				
空き家を活用した整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額					
	・認知症高齢者グループホーム	11,000 千円	施設数				
	・小規模多機能型居宅介護事業所						
	・看護小規模多機能型居宅介護事業所						
	・認知症対応型デイサービスセンター						

注) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

## (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費	※以下の範囲で都道府県知事が定める額		特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅
定員30名以上の広域型施設等※	1,036 千円	定員数	
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			

## (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費	※以下の範囲で都道府県知事が定める額		特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅
定員30名以上の広域型施設等※	989 千円	定員数	
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			

新				旧			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</li> </ul>			費、役務費、委託料又は工事請負費。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</li> </ul>			費、役務費、委託料又は工事請負費。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護ステーション (大規模化やサテライト型事業所の設置)</li> </ul>	5,200 千円			施設数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護ステーション (大規模化やサテライト型事業所の設置)</li> </ul>	
定員 29 名以下の地域密着型施設等※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額		定員 29 名以下の地域密着型施設等※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> </ul>	1,036 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> </ul>	989 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な介護老人保健施設</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な介護老人保健施設</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な介護医療院</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な介護医療院</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模なケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模なケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</li> </ul>						

新				旧			
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	17,400千円	施設数		・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16,600千円	施設数
	・都市型軽費老人ホーム	520千円	定員数		・都市型軽費老人ホーム	496千円	定員数
	・小規模な養護老人ホーム	520千円			・小規模な養護老人ホーム	496千円	
	・施設内保育施設	5,200千円	施設数		・施設内保育施設	4,960千円	施設数
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費				介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費			
定員30名以上の広域型施設等※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額		定員30名以上の広域型施設等※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	520千円	定員数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する）。	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496千円	定員数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する）。
・介護老人保健施設				・介護老人保健施設			
・介護医療院				・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム				・養護老人ホーム			
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
定員29名以下の地域密着型施設等※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額		定員29名以下の地域密着型施設等※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	520千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小		・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小	
・小規模な介護老人保健施設				・小規模な介護老人保健施設			

新				旧											
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な介護医療院</li> <li>・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> <li>・都市型軽費老人ホーム</li> <li>・小規模な養護老人ホーム</li> <li>・施設内保育施設</li> </ul>	規模多機能型居宅介護事業所においては、宿泊定員数とする。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な介護医療院</li> <li>・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> <li>・都市型軽費老人ホーム</li> <li>・小規模な養護老人ホーム</li> <li>・施設内保育施設</li> </ul>	規模多機能型居宅介護事業所においては、宿泊定員数とする。										
								8,640 千円	施設数	8,250 千円	施設数				
								260 千円	定員数	248 千円	定員数				
								260 千円		248 千円					
								2,600 千円	施設数	2,480 千円	施設数				
								介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額		介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な費用（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務		介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な費用（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務	
								・介護予防拠点	124 千円	1 か所	・介護予防拠点	118 千円	1 か所		

新				旧			
			費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。				費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。
(3) (略)				(3) (略)			
(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業				(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業			
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額		特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。	既存施設のユニット化改修※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額		特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
「個室 → ユニット化」改修	1,480千円	整備床数	ただし、別の負担（補助）金等において別途	「個室 → ユニット化」改修	1,410千円	整備床数	ただし、別の負担（補助）金等において別途
「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。） → ユニット化」改修	2,960千円			「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。） → ユニット化」改修	2,820千円		
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化				ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	906千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	ただし、別の負担（補助）金等において別途	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	865千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	ただし、別の負担（補助）金等において別途

新				旧			
			補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。				補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
介護施設等の看取り環境の整備※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額		特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。	介護施設等の看取り環境の整備※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額		特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・軽費老人ホーム</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> </ul>	4,330千円	施設数		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・軽費老人ホーム</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> </ul>	4,130千円	施設数	
共生型サービス事業所の整備※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額			共生型サービス事業所の整備※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。）</li> <li>・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul>	1,290千円	事業所数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。）</li> <li>・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul>	1,230千円	事業所数		

新					旧				
・看護小規模多機能型 居宅介護事業所					・看護小規模多機能型 居宅介護事業所				
注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。					注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。				
<b>(5) 民有地マッチング事業</b>					<b>(5) 民有地マッチング事業</b>				
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費		1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	
民有地マッチング事業 ※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額			民有地マッチング事業 ※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額		
・土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	6,930 千円	自治体	民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等		・土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	6,610 千円	自治体	民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等	
・整備候補地等の確保支援	5,670 千円	自治体							
・地域連携コーディネーターの配置支援	5,540 千円	1 か所							
注) 介護施設等とは、(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。					注) 介護施設等とは、(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。				
<b>(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業</b>					<b>(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業</b>				
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 補助率

新					旧				
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	5,340 千円	都道府県知事が認めた台数（定員数を上限とする）	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3	介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	5,100 千円	都道府県知事が認めた台数（定員数を上限とする）	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	2/3
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業					介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業				
・ユニット型施設の各ユニットへの	1,240 千円	1 か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な	1/3	・ユニット型施設の各ユニットへの	1,180 千円	1 か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な	2/3

新					旧				
玄関室設置によるゾーニング経費支援			事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)		玄関室設置によるゾーニング経費支援			事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)	
・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	<u>7,410</u> 千円	1 か所	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	<u>1/3</u>	・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	<u>7,070</u> 千円	1 か所	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	<u>2/3</u>
・家族面会室の整備等経費支援	<u>4,330</u> 千円	施設・事業所		<u>1/3</u>	・家族面会室の整備等経費支援	<u>4,130</u> 千円	施設・事業所		<u>2/3</u>
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	<u>1,220</u> 千円	定員数	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負	<u>1/3</u>	介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	<u>1,160</u> 千円	定員数	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負	<u>2/3</u>

新					旧				
			<p>費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>					<p>費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	
<p>注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。</p> <p>(7) (略)</p>					<p>注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。</p> <p>(7) (略)</p>				

新	旧
<p>別記2 介護従事者の確保に関する事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業</u></p> <p><u>都道府県の介護保険部局が主体となって、地域の介護分野の業界団体のほか、都道府県労働局や都道府県福祉人材センター等の職員で構成される介護人材確保のための連携協議会を設置・運営する取組、及び管内各地域のハローワークや介護事業所等が協力して行う介護分野の求職イベント等の実施に必要な経費に対して助成する。</u></p> <p><u>なお、事業実施に当たって、その他必要事項については、別に通知を定めるものとする。</u></p> <p>(15) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 (略)</p> <p>(16) 喀痰吸引等研修の実施体制強化事業 (略)</p> <p>(17) 介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業 (略)</p> <p>(18) 各種研修に係る代替要員の確保対策事業 (略)</p> <p>(19) 潜在介護福祉士等の再就業促進事業 (略)</p> <p>(20) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業等 (略)</p> <p>(21) 地域における認知症施策の底上げ・充実のための重点支援事業</p> <p>都道府県が<u>共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号)</u>に関連する認知症施策について、地域における施策の実施状況等を踏まえたうえで、計画的に取組の充実や質の向上を図るために必要な経費に対し助成する。</p> <p>(22) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業</p>	<p>別記2 介護従事者の確保に関する事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 (略)</p> <p>(15) 喀痰吸引等研修の実施体制強化事業 (略)</p> <p>(16) 介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業 (略)</p> <p>(17) 各種研修に係る代替要員の確保対策事業 (略)</p> <p>(18) 潜在介護福祉士等の再就業促進事業 (略)</p> <p>(19) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業等 (略)</p> <p>(20) 地域における認知症施策の底上げ・充実のための重点支援事業</p> <p>都道府県が<u>認知症施策推進大綱(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)</u>に関連する認知症施策について、地域における施策の実施状況等を踏まえたうえで、計画的に取組の充実や質の向上を図るために必要な経費に対し助成する。</p> <p>(21) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>(23) 権利擁護人材育成事業</p> <p>(略)</p> <p>(24) 介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業</p> <p>(略)</p> <p>(25) 介護施設等における防災リーダー養成等支援事業</p> <p>(略)</p> <p>(26) 外国人介護人材研修支援事業</p> <p>(略)</p> <p>(27) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業</p> <p>(略)</p> <p>(28) 介護職員長期定着支援事業</p> <p>(略)</p> <p>(29) 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業</p> <p>(略)</p> <p>(30) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業</p> <p>以下の、ロ、ハの実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 介護テクノロジー導入支援事業</p> <p>今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題である。こうした状況を踏まえ、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備など、職場環境の改善を図るため、介護サービス事業所が介護テクノロジーを導入するための経費に対し助成する。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>(31) 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(22) 権利擁護人材育成事業</p> <p>(略)</p> <p>(23) 介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業</p> <p>(略)</p> <p>(24) 介護施設等における防災リーダー養成等支援事業</p> <p>(略)</p> <p>(25) 外国人介護人材研修支援事業</p> <p>(略)</p> <p>(26) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業</p> <p>(略)</p> <p>(27) 介護職員長期定着支援事業</p> <p>(略)</p> <p>(28) 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業</p> <p>(略)</p> <p>(29) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業</p> <p>以下の、ロ、ハの実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 介護テクノロジー導入支援事業</p> <p>今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題である。こうした状況を踏まえ、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備など、職場環境の改善を図るため、介護サービス事業所が<b>介護ロボットやICT機器等の</b>介護テクノロジーを導入するための経費に対し助成する。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>(30) 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>(32) 介護サービス事業者等の職員に対する子育て支援（ベビーシッター派遣、介護職員の代替要員の派遣等）事業 （略）</p> <p>(33) 外国人介護人材受入施設等環境整備事業 （略）</p> <p>(34) <u>訪問介護等サービス提供体制確保支援事業</u> <u>地域において、利用者へ必要なサービスを安定的に提供できるよう、研修体制づくりやホームヘルパーへの同行支援など、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組や、経営改善に向けた取組について、事業所規模や地域の特性に合わせた支援に必要な経費に対して助成する。</u> <u>なお、事業実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。</u></p> <p>(35) 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業 （略）</p> <p>別記 3～4 （略）</p> <p>別葉 1～3 （略）</p> <p>別紙様式 1・2 （略）</p>	<p>(31) 介護サービス事業者等の職員に対する子育て支援（ベビーシッター派遣、介護職員の代替要員の派遣等）事業 （略）</p> <p>(32) 外国人介護人材受入施設等環境整備事業 （略）</p> <p>(33) 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業 （略）</p> <p>別記 3・4 （略）</p> <p>別葉 1～3 （略）</p> <p>別紙様式 1・2 （略）</p>

新

別添様式 1

(別添様式1)

都道府県名: \_\_\_\_\_

(1)地域密着型サービス等整備助成事業

施設種別	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
地域密着型特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模な介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※1)	人	人	人	人	人	人	人
都市型経費老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
緊急ショートステイの整備(※1)	人	人	人	人	人	人	人
施設内保育施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※1)	人	人	人	人	人	人	人

旧

別添様式 1

(別添様式1)

都道府県名: \_\_\_\_\_

(1)地域密着型サービス等整備助成事業

施設種別	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
地域密着型特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模な介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※1)	人	人	人	人	人	人	人
都市型経費老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
緊急ショートステイの整備(※1)	人	人	人	人	人	人	人
施設内保育施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※1)	人	人	人	人	人	人	人

空き家を活用した整備分							
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定員数計(※1の合計)	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業							
特別養護老人ホーム	人	人	人	人	人	人	人
介護老人保健施設	人	人	人	人	人	人	人
介護医療院	人	人	人	人	人	人	人
養護老人ホーム	人	人	人	人	人	人	人
軽費老人ホーム	人	人	人	人	人	人	人
定員数計	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設の移転改築整備事業							
特別養護老人ホーム(※2)	人	人	人	人	人	人	人
特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室(※2)	人	人	人	人	人	人	人
介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
養護老人ホーム(※2)	人	人	人	人	人	人	人
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※2)	人	人	人	人	人	人	人
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※2)	人	人	人	人	人	人	人

空き家を活用した整備分							
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定員数計(※1の合計)	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業							
特別養護老人ホーム	人	人	人	人	人	人	人
介護老人保健施設	人	人	人	人	人	人	人
介護医療院	人	人	人	人	人	人	人
養護老人ホーム	人	人	人	人	人	人	人
軽費老人ホーム	人	人	人	人	人	人	人
定員数計	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設の移転改築整備事業							
特別養護老人ホーム(※2)	人	人	人	人	人	人	人
特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室(※2)	人	人	人	人	人	人	人
介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
養護老人ホーム(※2)	人	人	人	人	人	人	人
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※2)	人	人	人	人	人	人	人
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※2)	人	人	人	人	人	人	人

定員数計(※2の合計)								
	人	人	人	人	人	人	人	人
金額小計								
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
災害イノベーションに所在する老朽化等した 広域型介護施設の改築整備事業								
特別養護老人ホーム(※3)	人	人	人	人	人	人	人	人
特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室(※3)	人	人	人	人	人	人	人	人
介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
養護老人ホーム(※3)	人	人	人	人	人	人	人	人
ケアハウス(特定施設入居者生活介護 の指定を受けるもの)(※3)	人	人	人	人	人	人	人	人
介護付きホーム(有料老人ホーム又は サービス付き高齢者向け住宅であって、 特定施設入居者生活介護の指定を受け るもの)(※3)	人	人	人	人	人	人	人	人
定員数計(※3の合計)	人	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
公用地を活用した老朽化介護施設等の建替 え等促進のための代替施設整備事業								
地域密着型特別養護老人ホーム(※4)	人	人	人	人	人	人	人	人
地域密着型特別養護老人ホームに併設 されるショートステイ用居室(※4)	人	人	人	人	人	人	人	人
小規模な介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な養護老人ホーム(※4)	人	人	人	人	人	人	人	人
小規模なケアハウス(特定施設入居者 生活介護の指定を受けるもの)(※4)	人	人	人	人	人	人	人	人
都市型経費老人ホーム(※4)	人	人	人	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所

定員数計(※2の合計)								
	人	人	人	人	人	人	人	人
金額小計								
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
金額計								
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注)同一年度において当初予算と補正予算を区別して記入すること。

新

旧

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
緊急ショートステイの整備(※4)	人	人	人	人	人	人	人
施設内保育施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※4)	人	人	人	人	人	人	人
特別養護老人ホーム(※4)	人	人	人	人	人	人	人
特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室(※4)	人	人	人	人	人	人	人
介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
養護老人ホーム(※4)	人	人	人	人	人	人	人
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※4)	人	人	人	人	人	人	人
有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※4)	人	人	人	人	人	人	人
空き家を活用した整備分							
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所

新

旧

定員数計(※4の合計)								
	人	人	人	人	人	人	人	人
金額小計								
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
都市部等における増加する介護ニーズへの 対応のための既存ストック活用推進事業								
特別養護老人ホーム(※5)	人	人	人	人	人	人	人	人
特別養護老人ホームに併設されるショート ステイ用居室(※5)	人	人	人	人	人	人	人	人
介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
養護老人ホーム(※5)	人	人	人	人	人	人	人	人
ケアハウス(特定施設入居者生活介護 の指定を受けるもの)(※5)	人	人	人	人	人	人	人	人
有料老人ホーム(特定施設入居者生活 介護の指定を受けるもの)(※5)	人	人	人	人	人	人	人	人
定員数計(※5の合計)	人	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
中山間・人口減少地域等におけるダウンサ イジング支援事業								
地域密着型特別養護老人ホーム(※6)	人	人	人	人	人	人	人	人
地域密着型特別養護老人ホームに併設 されるショートステイ用居室(※6)	人	人	人	人	人	人	人	人
小規模な介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な養護老人ホーム(※6)	人	人	人	人	人	人	人	人
小規模なケアハウス(特定施設入居者 生活介護の指定を受けるもの)(※6)	人	人	人	人	人	人	人	人
都市型経費老人ホーム(※6)	人	人	人	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所

新

旧

小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
緊急ショートステイの整備(※6)	人	人	人	人	人	人	人	人
施設内保育施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※6)	人	人	人	人	人	人	人	人
特別養護老人ホーム(※6)	人	人	人	人	人	人	人	人
特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室(※6)	人	人	人	人	人	人	人	人
介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
養護老人ホーム(※6)	人	人	人	人	人	人	人	人
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※6)	人	人	人	人	人	人	人	人
有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※6)	人	人	人	人	人	人	人	人
空き家を活用した整備分								
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所

新									旧									
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所										
定員数計(※6の合計)	人	人	人	人	人	人	人	人										
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円										
介護施設等の集約・再編支援事業																		
地域密着型特別養護老人ホーム(※7)	人	人	人	人	人	人	人	人										
地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室(※7)	人	人	人	人	人	人	人	人										
小規模な介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所										
小規模な介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所										
小規模な養護老人ホーム(※7)	人	人	人	人	人	人	人	人										
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※7)	人	人	人	人	人	人	人	人										
都市型経費老人ホーム(※7)	人	人	人	人	人	人	人	人										
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所										
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所										
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所										
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所										
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所										
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所										
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所										
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所										
緊急ショートステイの整備(※7)	人	人	人	人	人	人	人	人										
施設内保育施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所										

新

旧

小規模な有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※7)		人	人	人	人	人	人	人
特別養護老人ホーム(※7)		人	人	人	人	人	人	人
特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室(※7)		人	人	人	人	人	人	人
介護老人保健施設		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護医療院		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
養護老人ホーム(※7)		人	人	人	人	人	人	人
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※7)		人	人	人	人	人	人	人
有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※7)		人	人	人	人	人	人	人
空き家を活用した整備分								
認知症高齢者グループホーム		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定員数計(※7の合計)		人	人	人	人	人	人	人
金額小計		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
金額計		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注)同一年度において当初予算と補正予算を区別して記入すること。

(2) ~ (7) (略)

別添様式2 (略)

(2) ~ (7) 略

別添様式2 (略)